

新居浜工業高等専門学校不動産検査実施要領

平成26年2月3日 要領第1号
一部改正 平成27年10月23日

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第38号)(以下、「機構規則」という。)第25条に基づく検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査時期)

第2条 通常検査は、毎年1回実施するものとする。

2 その他、不動産管理役が必要と認めた場合は、臨時に検査を実施するものとする。

(検査方法)

第3条 不動産管理役は、機構規則第25条第1項に基づき、検査員を指名するものとする。

2 検査内容は、機構規則第3条に掲げるものについて別紙「不動産検査カード(チェックリスト)」に記載された事項について、行うものとする。

(検査報告)

第4条 検査員は、検査を完了した時は、不動産管理役を通じて、不動産総括責任者に報告するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則 (平成26年2月3日 制定)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月23日 一部改正)

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

別紙

不動産検査カード(チェックリスト)【〇〇】

	資産管理番号	資産名称	勘定科目	設置場所	備 考	取得日	資産の有無
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							